

各基準関係府省令の概要一覧表

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

No.	概要	従う/参酌
第1章 総則		
1	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌
2	連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園の確保（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）	従う
3	非常災害に必要な設備の設置、避難・消火訓練の実施	参酌
4	職員の一般的要件	参酌
5	職員の知識及び技能の向上、職員に対する研修の機会の確保	参酌
6	他の社会福祉施設と併置する場合の設備及び職員の基準（保育に直接従事する職員）	従う
7	他の社会福祉施設と併置する場合の設備及び職員の基準（No.6に掲げるもの以外）	参酌
8	利用乳幼児の平等取扱いの原則	従う
9	虐待等の禁止	従う
10	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う
11	衛生管理、医薬品等の設置	参酌
12	調理場所、献立等	従う
13	調理場所、献立等に関する特例	従う
14	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌
15	家庭的保育事業所等における重要事項に関する規程	参酌
16	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌
17	業務上知り得た秘密の保持等	従う
18	苦情解決の措置	参酌
19	苦情解決に関する市からの指導又は助言に関する改善措置	参酌
第2章 家庭的保育事業		
20	設備の基準（調理設備）	従う
21	設備の基準（調理設備以外）	参酌
22	職員（家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医及び調理員）の資格及び配置基準	従う
23	保育時間	参酌
24	保育の内容	従う
25	保護者との密接な連絡	参酌
第3章 小規模保育事業		
第1節 通則		
26	小規模保育事業の区分	従う
第2節 小規模保育事業A型		

27	設備の基準（調理設備）	従う
28	設備の基準（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、便所、防火等に関する事項）	参酌
29	職員（保育士、嘱託医及び調理員）の配置基準	従う
30	家庭的保育事業に関する基準（No.23～25）の準用	従う・参酌
第3節 小規模保育事業B型		
31	職員（保育士等保育従事者、嘱託医及び調理員）の資格及び配置基準	従う
32	家庭的保育事業に関する基準及び小規模保育事業B型に関する基準（No.23～25、27、28）の準用	従う・参酌
第4節 小規模保育事業C型		
33	設備の基準（調理設備）	従う
34	設備の基準（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、便所、防火等に関する事項）	参酌
35	職員（家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医及び調理員）の配置基準	従う
36	利用定員	従う
37	家庭的保育事業に関する基準（No.23～25）の準用	従う・参酌
第4章 居宅訪問型保育事業		
38	居宅訪問型保育事業が提供する保育	従う
39	事業所の設備及び備品等	参酌
40	職員（家庭的保育者）の配置基準	従う
41	居宅訪問型保育連携施設の確保	従う
42	家庭的保育事業に関する基準（No.23～25）の準用	従う・参酌
第5章 事業所内保育事業		
43	利用定員	参酌
44	保育所型事業所内保育事業所（利用定員が20人以上）に係る設備の基準（調理設備）	従う
45	保育所型事業所内保育事業所に係る設備の基準（乳児室、ほふく室、医務室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、便所、防火等に関する事項）	参酌
46	保育所型事業所内保育事業所に係る職員（保育士、嘱託医、調理員）の配置基準	従う
47	保育所型事業所内保育事業所に係る連携施設に関する特例	従う
48	保育所型事業所内保育事業所に係る家庭的保育事業に関する基準（No.23～25）の準用	従う・参酌
49	小規模型事業所内保育事業（利用定員が19人以下）に係る職員（保育士等保育従事者、嘱託医及び調理員）の資格及び配置基準	従う
50	小規模型事業所内保育事業に係る家庭的保育事業に関する基準及び小規模保育事業A型に関する基準（No.23～25、27、28）の準用	従う・参酌
その他（附則関係）		
51	食事の提供に関する基準についての経過措置	従う

52	連携施設に関する基準についての経過措置	従う
53	小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に関する経過措置	従う
54	小規模保育事業C型についての利用定員に関する経過措置	従う

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

No.	概要	従う/参酌
第1章 総則		
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の一般原則	参酌
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準		
第1節 利用定員に関する基準		
2	特定教育・保育施設である認定こども園及び保育所の利用定員	従う
第2節 運営に関する基準		
3	利用申込者に対する重要事項の書面による説明及び同意	従う
4	利用申込者に対する重要事項の説明及び同意の方法	参酌
5	利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止、選考方法、優先利用	従う
6	利用申込に対する提供困難時の措置	参酌
7	市によるあっせん、調整及び要請に対する協力	従う
8	支給認定証による受給資格等の確認	参酌
9	支給認定の申請を行う必要がある保護者に対する援助	参酌
10	心身の状況、置かれている環境等の把握	参酌
11	小学校、他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との連携	参酌
12	教育・保育の提供の記録	参酌
13	利用者負担額等の受領	従う
14	施設型給付費等の額に係る保護者への通知	参酌
15	特定教育・保育の取扱方針	従う
16	特定教育・保育に関する評価等	参酌
17	支給認定子ども及びその保護者に対する相談及び援助	参酌
18	緊急時等の対応	参酌
19	支給認定子どもの保護者の不正行為に関する市への通知	参酌
20	運営規程の整備	参酌
21	職員の勤務体制の確保等	参酌
22	利用定員の遵守	参酌
23	重要事項の掲示	参酌
24	支給認定子どもの平等取扱いの原則	従う
25	虐待等の禁止	従う

26	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う
27	業務上知り得た秘密の保持、情報提供の同意	従う
28	提供する特定教育・保育に関する情報の提供	参酌
29	利益供与等の禁止	参酌
30	苦情解決の措置及び苦情内容の記録	参酌
31	苦情解決に関する市への協力及び市からの指導又は助言に対する改善措置	参酌
32	地域との連携及び協力等の交流	参酌
33	事故発生の防止及び発生時の対応に関する指針及び体制の整備等	従う
34	事故発生時の措置及び記録並びに賠償すべき事故の速やかな賠償	従う
35	会計の区分	参酌
36	職員、設備及び会計に関する諸記録の整備及び保存	参酌
第3節 特例施設型給付費に関する基準		
37	特別利用保育を提供する際の設備及び運営の基準並びに利用定員の遵守	従う
38	特別利用教育を提供する際の設備、編成その他に関する設置基準及び利用定員の遵守	従う
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準		
第1節 利用定員に関する基準		
39	家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員	従う
第2節 運営に関する基準		
40	利用申込者に対する重要事項の書面による説明及び同意	従う
41	利用申込者に対する重要事項の説明及び同意の方法	参酌
42	利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止、選考方法及び優先利用	従う
43	利用申込に対する提供困難時の措置	参酌
44	市によるあっせん、調整及び要請に対する協力	従う
45	心身の状況、置かれている環境等の把握	参酌
46	特定地域型保育事業者（事業所内保育事業を行う者を除く。）の特定教育・保育施設との連携	従う
47	特定地域型保育の提供の終了時の、他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との連携	参酌
48	利用者負担額等の受領	従う
49	特定地域型保育の取扱方針	従う
50	特定地域型保育に関する評価等	参酌
51	運営規程の整備	参酌
52	職員の勤務体制の確保等	参酌
53	利用定員の遵守	参酌
54	職員、設備及び会計に関する諸記録の整備及び保存	参酌
55	特定教育・保育施設に関する基準（No.8、9、11、12、14、17～19、23～35）の準用	従う・参酌

第3節 特例施設型給付費に関する基準		
56	特別利用地域型保育を提供する際の地域型保育事業の認可基準並びに利用定員の遵守	従う
57	特定利用地域型保育を提供する際の地域型保育事業の認可基準並びに利用定員の遵守	従う
その他（附則関係）		
58	特定保育所における特に必要と認められる対価の受取りの特例	従う
59	特定保育所における市からの委託拒否禁止	従う
60	小規模保育事業C型についての利用定員に関する経過措置	従う
61	特定地域型保育事業者についての連携施設に関する経過措置	従う

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（児童クラブ設備運営基準）

No.	概要	従う/参酌
1	放課後児童健全育成事業者の一般原則	参酌
2	非常災害に必要な設備の設置、避難・消火訓練の実施	参酌
3	職員の一般的要件	参酌
4	職員の知識及び技能の向上、職員に対する研修の機会の確保	参酌
5	設備の基準	参酌
6	職員の資格基準及び配置基準	従う
7	1支援単位に対する児童の数	参酌
8	利用者の平等取扱いの原則	参酌
9	虐待等の禁止	参酌
10	衛生管理、医薬品等の設置	参酌
11	運営規程の整備	参酌
12	職員、財産、収支及び利用者に関する帳簿の整備	参酌
13	業務上知り得た秘密の保持等	参酌
14	苦情解決の措置及び市からの指導又は助言に対する改善措置	参酌
15	開所時間及び日数	参酌
16	保護者との密接な連絡	参酌
17	関係機関との連携	参酌
18	事故発生時の措置及び賠償すべき事故の速やかな賠償	参酌
19	職員の資格基準に関する経過措置	従う